



## 第4章 重点的な取組

## 第4章 重点的な取組

「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる施策を踏まえながら、本計画の基本目標の実現に向けて重点的に取り組む施策は、次のとおりです。

### 1 カーボンニュートラル推進・気候変動適応プロジェクト

再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーなどによる温室効果ガスの排出削減対策、森林吸収源対策の推進によるカーボンニュートラルを目指すほか、地球温暖化による気候変動への適応対策を推進します。

#### －主な取組－

- 「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」の推進等による脱炭素型の生活様式への転換及び住宅のゼロエネルギー化の推進
- 化石燃料使用設備の燃料転換や設備の省エネ化等による中小企業等の脱炭素経営の推進並びにガソリン車等から電動車への転換及び公共交通機関等の利用拡大
- 電力の自給を目指し、地域資源を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入促進
- 森林資源の循環利用による森林吸収源対策の推進
- 県気候変動適応センターを中核とした気候変動適応の推進及び分野別取組の着実な実施

### 2 サーキュラーエコノミーへの移行推進プロジェクト

廃棄物等の発生抑制や適正処理の促進等に一層取り組むとともに、製造業・販売業とリサイクル業等が連携した新たな資源循環システムの構築支援など循環経済への移行を加速し、循環型社会の形成を目指します。

#### －主な取組－

- 7R（発生抑制、再使用、再生利用、再生可能資源への代替）の促進
- サーキュラーエコノミーへの理解促進に係る普及啓発
- 製造業・販売業とリサイクル業等とのマッチング環境の創出及びサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築支援
- 環境に配慮した製品・サービスの活用推進

### 3 ネイチャーポジティブ推進プロジェクト

本県の豊かな自然を守り育て、その恵みを生かすとともに貴重な財産として未来に引き継ぎ、人と自然が共生するとちぎを目指します。

#### －主な取組－

- 自然環境や農村環境の保全・利活用に向けた多様な主体によるみどりづくり活動の促進
- 捕獲・防護・環境整備の組合せによる野生鳥獣の適正な管理の推進
- 市町や地域など多様な主体との連携・協働による外来種対策の推進
- 希少動植物種をはじめとする地域の生態系の保全の推進
- 環境教育等による環境保全の取組の促進

The background of the page is a repeating pattern of stylized, teal-colored leaves, likely maple or similar, arranged in a dense, overlapping manner. The leaves are rendered in various shades of teal, from light to dark, creating a textured, naturalistic feel. The pattern is consistent across the entire page, including the area behind the chapter title.

## 第5章 計画の推進

# 第5章 計画の推進

県は、この計画に盛り込まれた各種の施策を着実に推進します。

さらに、計画の目標の達成に向けては、施策の進捗の状況や効果、あるいは各種指標等を点検評価し、必要に応じて見直しを行います。

## 1 各主体の役割と連携

この計画に掲げる目標の達成に向けては、地域を構成する全ての主体が適切な役割分担の下、相互に連携、協働して取り組むことが求められます。ここでは、本県で活動する県民・団体、事業者、行政（県、市町）等の各主体に期待される役割と、各主体との連携のあり方について示します。

### (1) 県民・団体の役割

今日の経済問題や社会問題とも互いに密接に関連し、複雑化してきている環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、県民一人ひとりが環境問題について正しく理解し、日常生活等において環境に配慮した行動を実践していくことが期待されています。また、家庭や学校、企業、地域等の場において、主体的に環境保全活動に取り組む県民が連携、協働し、地域のリーダーとしてライフスタイルの変革を推進する役割が期待されます。

さらに、県民や事業者などにより組織されるNPO等の民間団体は、地域における環境保全活動の実践者としてのみならず、地域へ積極的に情報発信を行い、団体間のネットワークを拡大する役割も期待されています。

### (2) 事業者の役割

事業者は、日常の事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、創意工夫によって原料調達・精算・流通・販売・廃棄等のサプライチェーン全体での環境負荷の低減を行うことで、地域全体の環境課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されます。

さらには、業界・業種を超えた連携によって、新たな環境エネルギー産業の振興が図られ、環境と経済が持続的に発展していく社会の構築に寄与することが期待されます。

### (3) 県の役割

県は、この計画に掲げる環境保全に向けた施策を着実に推進し、また、地域特性を踏まえ、県民、事業者、市町等の各主体の環境保全への取組を積極的に支援します。さらに、その活動の基盤整備等を図り、主体間の連携や協働を支援することによって、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、県自らも事業者であり消費者であるとの立場から、環境負荷の少ない活動の率先実行に取り組みます。

### (4) 市町の役割

市町は、地域の特性に応じた環境保全の施策を計画・立案・実行するとともに、県民、事業者、他の市町等の各主体と連携し、地域の環境保全を推進することが期待されます。

さらに、市町は県民と直接触れ合う多くの機会を有することから、環境保全の施策の最前線において、人材育成の場づくりや連携促進といった共通的・基盤的な施策においても大きな役割が期待されます。

## (5) 各主体との連携・協働

県は、環境に関する目指すべき方向性や各種情報の発信、ネットワークの構築等によって、各主体間の連携を支援するとともに、県自らも各主体と連携して多様な取組を推進します。

## 2 推進体制

### (1) 県庁内の推進体制

とちぎ環境立県推進本部会議等において、施策・事業の環境面からの総合調整や計画の達成状況等の進捗管理を行うなど、全庁的な連携の下、計画の総合的な推進を図ります。

### (2) 各主体の参加・連携による計画の推進

本計画は、各主体の環境保全の取組の指針となるものであり、行政（県、市町）のみならず、県民や事業者の積極的な参加と連携、協働によって、効果的な施策を実現することができます。

そのため、「1. 各主体の役割と連携」に示された各主体に期待される役割をそれぞれが果たしていくことが大変重要です。

県は、各主体に対して本計画の周知を図り、参加・連携・協働の機会の拡充を図ります。

## 3 推進方針

### (1) 計画の普及啓発

全ての主体の参加を得て、計画を適切に推進するため、計画の普及啓発を積極的に行います。計画推進に係る普及啓発資料の作成や、イベントの開催、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な広報媒体の活用により計画の浸透を図ります。

### (2) 財政的措置

計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進するために必要な財政的措置を適切に講じます。

### (3) 進行管理

年度をひとつのサイクルとして次のような進行管理を行うことにより、計画の目標達成を図ります。

**ア** 計画の目標に向けて、各部局において、各種の施策を展開するとともに、県民、事業者など各主体の取組を促進します。

**イ** 各部局において、主要施策の進捗状況を把握・点検するとともに、それぞれの環境目標に

照らし自己評価します。

- ウ 各部局の主要施策の実施状況や環境目標の達成状況を、とちぎ環境立県推進本部への報告の後、環境総合計画実施状況報告書に取りまとめます。
- エ 報告書の内容について、栃木県環境審議会に報告するとともに、広く県民に公表します。
- オ 公表した結果に対する栃木県環境審議会や県民の意見を参考に、次年度の計画の推進に努めます。

#### (4) 計画の見直し

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までとしますが、社会情勢や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。見直しを行う場合の手順は、以下のとおりとします

- ア 各部局において検討・整理した項目を基に、とちぎ環境立県推進本部で見直し事項の検討を行います。
- イ 計画の見直し案を取りまとめて、栃木県環境審議会の意見を聴くとともに、広く県民の意見を聴取します。
- ウ 計画を改定し、栃木県環境審議会に報告するとともに、広く県民に公表します。



**栃木県環境森林部環境森林政策課**

〒320-8501 宇都宮市壺田 1-1-20

TEL 028-623-3302 FAX 028-623-3259

E-mail : [kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp)